

令和8年6月17日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の27第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
浦和支店 南浦和支店	埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-1-1	埼玉県さいたま市浦和区高砂 1-10-1	令和8年7月27日

(2) 変更の理由

店舗の移転のため